

子育て健康課よりお知らせ!!

特別児童扶養手当制度とは

身体や精神に障がいのある20歳未満の児童について児童の福祉の増進を図るための制度です。

1 受給対象者

手当を受けることができる人は、身体や精神にある程度の障がいのある児童を監護している父もしくは母、又は父母にかわって児童を養育している人です。

※なお、所得制限があります。

2 手当を受ける手続

手当を受けるには、子育て健康課窓口で認定請求書に次の書類を添えて手続きしてください。知事の認定を受けることにより支給されます。

①請求者と対象児童の戸籍謄本（外国籍の方は事実を明らかにする書類）

②請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票

③特別児童扶養手当認定診断書

※身体障がい者手帳や療育手帳を所持している場合は省略できることがあります。

④振込先口座申出書

⑤その他必要書類（上記の他に書類が必要な場合がありますのでお問い合わせください。）

印鑑を持参してください。

3 手当の支払

手当は知事の認定を受けると、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、4月、8月、11月（各月とも11日、11日が土・日・祝日の場合は、その日以前の金融機関営業日）の年3回支払月の前月までの分（ただし、11月は支払月の分まで）を受給者が指定した金融期間口座へ振り込みにより支払われます。

4 手当の額

障がいの等級	1 級	2 級	期 間
児童一人につき月額	50,400円	33,570円	平成24年4月～平成25年9月
障がいの等級	1 級	2 級	期 間
児童一人につき月額	50,050円	33,330円	平成25年10月～平成26年3月

※平成25年10月より、物価下落時に据置き措置されていた特例水準が解消されるため、減額されます。（減額幅は▲0.7%で、減額分としては1級350円、2級240円の減額です）